訪問看護サービスのご案内（重要事項説明書）

YMG訪問看護ステーション新横浜

1．訪問看護のお申し込みからサービス開始まで

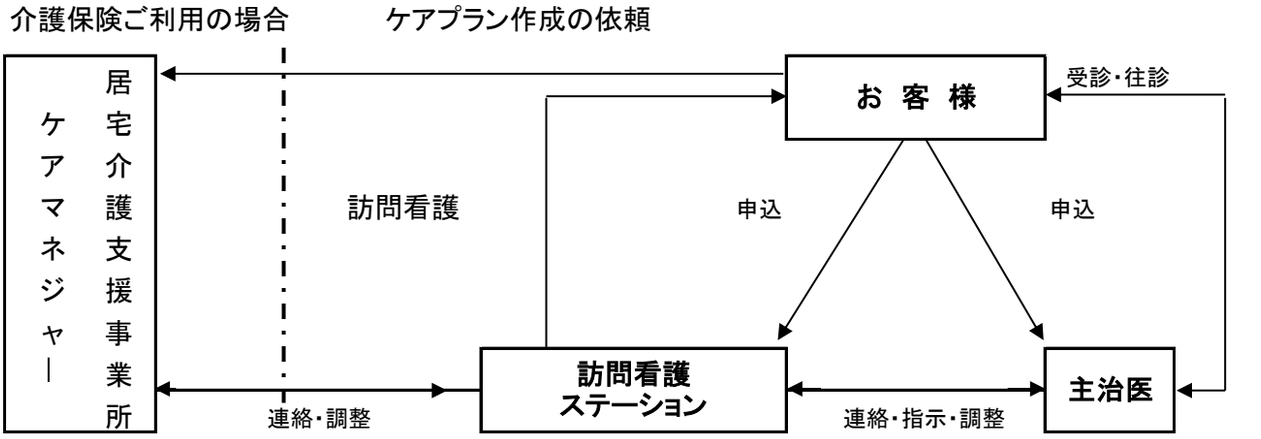

訪問看護は、看護師・理学療法士などが家庭訪問して、病気や障害のために支援を必要とされる方の看護を行うサービスで、介護保険制度の他、医療保険制度で利用できる方もいます。
主治医の治療方針やケアプランに沿って、他のサービスと連携しながら看護を行いますので安心して在宅療養が続けられます。

訪問看護を利用する場合は主治医の指示書が必要です。
指示書は訪問看護ステーションに提供されます。

2．訪問看護サービスの内容と禁止行為について

（1）提供するサービスの内容

・病状・障害の観察、健康管理
・療養・看護・介護方法のアドバイス
・食事ｹｱ・水分・栄養管理、排泄ｹｱ、清潔ｹｱ
・ターミナルケア
・認知症の方の看護
・家族など、介護者の支援
・褥瘡や創傷の処置
・カテーテルなど医療機器の管理
・医師の指示による医療処置
・保健・福祉サービスなどの活用支援

（2）看護師等の禁止行為

サービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

・利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
・利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
・利用者の同居家族に対するサービス提供
・利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
・身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
・その他利用者又は家族等に対して行う宗教・政治・営利活動、その他迷惑行為

(3)サービス利用上の禁止行為

利用者様または家族による看護師等に対する以下のハラスメント行為を禁止しています。

・サービスに必要がないことを強制的に行わせること
・看護師等の指摘・指示を無視すること
・故意に必要な情報や連絡事項を与えないこと
・不必要な身体への接触
・容姿および身体上の特徴に関する不必要な発言・質問
・性的および身体上の事柄に関する不必要な発言・質問
・個人を中傷するうわさの流布及び個人のプライバシーの侵害
・交際・性的関係の強要
・わいせつ図画の閲覧、配布、掲示
・身体的暴力行為を行うこと
・人格を傷つける発言を行うこと
・一方的に恫喝すること
・私物を意図的に壊すことや隠すこと
・その他前各号に準ずる言動を行うこと

3. 営業日時のご案内

〇営業日時:月曜日～金曜日　午前9時から午後6時まで
土曜日　午前9時から午後1時まで
〇休　日:土曜午後1時以降、日曜、祝祭日、年末年始

当ステーションでは、年間を通して 24時間
いつでも連絡がとれる体制を もうけております。

(ご利用開始は初回訪問後となります。)

4. ご利用料金など

保険種別	介護保険による訪問看護
訪問看護を利用できる方	介護保険の被保険者で要介護状態等の認定を受けて、主治医が訪問看護の必要を認めた方

保険種別	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
訪問看護を利用できる方	重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的の又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行う。

保険種別	医療保険(後期高齢者医療制度・健康保険)による訪問看護
訪問看護を利用できる方	主治医が訪問看護の必要を認めた方 ①介護保険の対象でない(非該当の)方 ②介護保険の利用対象者のうち、厚生労働大臣が定めた疾患や状態の方 (癌末期・急性増悪期など)

5. ご利用に当たってのお願い

・保険証や医療受給者証を確認させていただきます。これらの書類についての内容に変更が生じた際は、必ずお知らせ下さい。

・利用者の都合により、サービスを中止する場合は、次のキャンセル料を頂きます。
但し、利用予定日の前日午後5時30分までに申し出があった場合や利用者の病状の急変、やむを得ない事情の場合は不要です。

・キャンセル料一覧

			訪問看護	介護予防 訪問看護
介護保険	看護師	30分未満	2，610円	2，500円
	看護師	30分以上60分未満	4，570円	4，410円
	看護師	60分以上90分未満	6，270円	6，060円
医療保険	一律　　4，275円		※算定基準　利用料10割の50%　10円未満切捨て	

・訪問時応答なく、ご家族に連絡がつかない場合、鍵が開いているときは安否確認のために入室させて頂きます。

・サービス提供の時間は、別の訪問や緊急訪問等による遅れなど、時間帯が前後することがありますのでご了承ください。なお、15分程度の遅れの場合、連絡せずに最短で訪問できるように致しますのでご了承ください。

・代行訪問・振替訪問に関して、基本的には定期日時でスケジュールを組んでおりますが、担当者や業務の都合上、振替訪問及び代行者による訪問をご依頼する事がありますので、ご了承ください。

・同行訪問に関して、研修や実務評価及びご利用者様の情報共有を理由に複数名での訪問のご依頼をさせていただく事があります。なお、予め了解をいただいてからの実施とし、別途料金もかかりません。

・担当者の変更に関して、スタッフの異動や他のご利用者様のスケジュール等、業務上の理由により担当者の変更をご提案させていただく場合があります。

6. 緊急時、災害時等における対応方法

・看護職員等は訪問看護等を実施中に、利用者の病状に急変、その他の緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じます。

・災害時の状況により、急遽サービス提供の時間の変更や休止をすることがあります。また災害の状況により、自宅での安否の状況、地域への非難状況などを随時確認し、関係機関と連携し、必要な措置を講じます。

7. 事故発生時の対応

・事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

・事業所は、事故及び事故に際してとった処置について記録します。

・事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

8. 個人情報の保護

・事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとします。

9. 身分証携行義務

看護職員等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時はいつでも身分証を提示します。

10. 記録の保存・閲覧

・訪問看護に関わる記録は、利用終了後5年間は適正に保存します。

・記録は利用者様の求めに応じて閲覧に応じ、また、実費負担によりそのコピーを交付します。

11. 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

・虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者　川口　みさ子

・成年後見制度の利用を支援します。

・従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

・介護相談員を受け入れます。

・サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

12. 身体拘束について

・事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者は生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。

・事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとします。

・事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に揚げる措置を講じます。

ア　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的開催及びその結果について従業者への周知徹底

イ　身体拘束等の適正化のための指針の整備

ウ　従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

13. 苦情のご相談窓口

・YMG訪問看護ステーション新横浜　TEL：045-533－5105　FAX：045－533－5108

相談時間　9時から10時、16時から17時　担当者：川口　みさ子

・神奈川県国民健康保険団体連合会　苦情相談窓口　TEL：045-329-3447

・横浜市役所　介護事業指導課　TEL：045-671-2356　FAX：045-681-7789

・港北区役所　高齢・障害支援課　TEL：045-540-2325　FAX：045-540-2396

・鶴見区役所　高齢・障害支援課　TEL：045-510-1770　FAX：045-510-1897

・神奈川区役所　高齢・障害支援課　TEL：045-411-7019　FAX：045-324-3702

14. 事業所の職員体制

管理者	1名	管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の従業者に法令及びこの規程を遵守させるため必要な命令を行います。
看護職員	常勤　　名 非常勤　　名	訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書、又は訪問看護報告書及び介護予防訪問看護報告書を作成し、利用者又はその家族に説明します。看護職員等は、訪問看護等の提供に当たります。
事　務	1名	請求業務、事務所内における電話対応等を行います。

15. 従業者研修

事業者は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務体制を整備します。

ア. 採用時研修　採用 6 か月以内

イ. 定期研修　年 1 回以上

16. 営業地域

・港北区　（下田町、高田町、日吉、日吉本町、新吉田町を除く）

・神奈川区　三枚町、片倉町、神大寺、六角橋、西神奈川、鳥越、立町、浦島丘、七島町、白楽、白幡、白幡上町、白幡仲町
白幡東町、白幡西町、白幡南町、白幡向町、西大口、大口通り、大口仲町、神之木町、神之木台、松見町、西寺尾

・鶴見区　上末吉、梶山、駒岡、三ッ池公園、獅子ヶ谷、上の宮、北寺尾、東寺尾、馬場

17. 事業所概要

事業者	医療法人　五星会
事業所の名称	YMG訪問看護ステーション新横浜（指定番号：1460990044）
代表者名	川口　みさ子
事業所の住所	横浜市港北区大豆戸町666番地1　新横浜YMGアネックス1F
連絡先	営業時間内　TEL　045-533-5105　　FAX　045-533-5108
最寄駅	JR横浜線　新横浜駅　徒歩10分
併設サービス	居宅介護支援　・　訪問介護

18. 第三者評価

実施なし